

証券コード 5981
平成28年6月7日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋三丁目6番2号
東京製綱株式会社
取締役社長 中村裕明

第217回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第217回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。お手数ながら、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月27日（月曜日）午後5時までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月28日（火曜日）午前10時（開場時間：午前9時20分）
2. 場 所 東京都中央区日本橋三丁目6番2号 日本橋フロント3階
3. 会議の目的事項
 - 報告事項
 - (1) 第217期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - (2) 第217期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件
 - 決議事項
 - 第1号議案 株式の併合の件
 - 第2号議案 取締役9名選任の件
 - 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第4号議案 取締役に対する株式報酬の額及び内容決定の件
 - 第5号議案 当社株式の大規模な取得行為への対応策（買収防衛策）更新の件

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

4. その他招集にあたっての決定事項

(1) 株主様からご提出された議決権行使書の取り扱い

本総会に関し株主様からご提出された議決権行使書面に各議案の賛否または棄権のいずれの記載もない場合は、会社提案の議案については賛成の意思表示があったものとする事とし、その旨を議決権行使書面に記載いたします。

(2) 本招集通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、当社ホームページ (<http://www.tokyorope.co.jp/>) に掲載しておりますので、提供書面には記載しておりません。

なお、株主総会招集通知添付書類に記載されている連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した書類の一部であります。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tokyorope.co.jp/>) に掲載いたします。

## <提供書面>

### 第217期 事業報告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度の世界経済は総じて緩やかな回復傾向を示していたものの、中国をはじめとする新興国経済の先行き不透明感や原油価格の下落、地政学リスクの高まり等により不安定な状況で推移いたしました。

わが国経済においては、政府・日銀による経済対策や金融政策を背景として、企業収益や雇用情勢は改善傾向で推移した一方で、輸出の低迷や公共投資の低迷に加え、年度後半の急激な円高基調と株価の低迷等、景気の先行きは依然として不透明な状況で推移いたしました。

このような状況のもと、当社グループでは、今後5年間を「事業基盤の更なる強化」と「成長戦略の着手・実行」の期間とする新中期経営計画「TCT-Focus2020」を策定し、当連結会計年度はその足掛りとなる初年度として、当社グループの持続的な成長と社会的価値をより一層高めるべく諸施策に取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度においては、エレベーターロープや道路安全施設の売上が伸長したものの、前期に海外大型プロジェクト案件を計上した反動や原油安による石油製品関連の減収等が大きく影響し、売上高は65,281百万円(対前年同期比11.0%減)となりました。

利益面では、エレベーターロープの売上の増加や、エネルギー調達コストの低下をはじめとする原価低減の実現により、営業利益は4,303百万円(前年同期比9.0%増)となったものの、主に外貨建て債権の評価替えに伴う為替差損の影響などにより、経常利益は3,021百万円(前年同期比32.0%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は2,673百万円(前年同期比30.0%減)となりました。

以下、部門別の状況につき、ご説明いたします。

#### <鋼索鋼線関連>

ワイヤ製品においては、主にプロジェクト案件向けの減少により売上高は減少いたしました。ロープ製品については、前期に引続きエレベーター用ワイヤロープの販売が好調に推移したことや、漁業向けなどを中心に繊維ロープの販売が好調に推移したことにより、当部門の売上高は、28,788百万円(前年同期比2.4%増)となり、営業利益は2,284百万円(前年同期比24.5%増)となりました。

#### <スチールコード関連>

市況の悪化に伴い、国内・中国ともにタイヤコードの販売数量が減少したものの、利益面ではエネルギー調達コストの低下をはじめとする原価低減の実現により、売上高は13,038百万円(前年同期比13.6%減)、営業利益は777百万円(前年同期比33.6%増)となりました。

#### <開発製品関連>

国内における道路関連製品、海外向け炭素繊維複合材ケーブルの売上が増加したものの、前期売上計上した海外大型プロジェクト案件の完了に伴う反動により売上高が大幅に減少した結果、売上高は14,898百万円(前年同期比24.7%減)、営業利益は658百万円(前年同期比38.8%減)となりました。

#### <不動産関連>

青森県八戸市にて平成27年6月に開始した太陽光発電事業での売電収入も寄与し、当部門の売上高は1,272百万円(前年同期比11.3%増)、営業利益は125百万円(前年同期は43百万円の損失)となりました。

#### <その他>

超硬合金製品の販売は堅調に推移しましたが、原油価格の下落等により石油関連製品の売上が大幅に減少したこと等により、売上高は7,284百万円(前年同期比20.7%減)、営業利益は458百万円(前年同期比8.3%減)となりました。

### (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は2,480百万円であります。その主なものは、不動産部門における太陽光発電設備の導入、連結子会社における超硬切削工具用の素材を製造する新工場の建設、海外連結子会社の生産能力増強等によるものであります。

### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金につきましては、平成27年6月から7月にかけて実施した自己株式17,500千株の処分によって約33億円調達したほか、借入金及び自己資金をもって充当いたしました。

### (4) 対処すべき課題

当社グループが今後も持続的に企業価値向上を果たすためには、「国内事業基盤の強化」、「新技術・新素材への挑戦」、「海外展開」の3つが大きな課題であるとの認識の下、これらの課題に向けた取組みとして平成27年度から平成31年度までの5か年の中期経営計画「TCT-Focus2020」を策定し、施策を遂行しております。

当社グループを取り巻く経営環境は、成熟化による国内市場の低迷や公共投資の停滞等に加え、中国市場の先行き不透明感が増すなど、引き続き厳しい状況が続くものと思われませんが、当社グループは、このような経営環境においても、「TCT-Focus2020」を推進し、企業価値の向上を図ってまいります。

計画2年目となる平成28年度では、特に次の取組みに注力してまいります。

#### ① C F C C 事業の拡大・本格化に向けた取組み

すでに平成27年度までにおいて、インドネシアで初の大型案件への納入を完了したほか、エジプトでは送電公社とパイロットプロジェクトの実施について合意するなど、送電線用 C F C C 市場の開拓・拡大に向けた取組みが深化しているところであり、今後も事業の本格化に向け、より一層注力してまいります。また、橋梁整備需要の拡大が見込まれる北米地域では、C F C C の供給体制の確立と市場開拓に対する取

り組みを一層強化してまいります。

## ②海外インフラ需要、新規マーケットへの積極展開

国内で培った実績とノウハウを基に、防災製品を中心とした各種開発製品の中央アジア・中東諸国への展開をさらに強化し、同地域での当社製品のデファクトスタンダード化を推進してまいります。

## ③精密切削工具用素材の拡販

子会社において製造・販売する超合金製の精密切削工具用素材は、ニッチ製品でありながら世界的な需要増大が見込まれており、本中期経営計画期間中での売上高倍増を目指して、設備増強による供給力向上や販路拡大への取組みを推進してまいります。

今後当社グループでは、以上の取組みに注力し、事業環境の激しい変動にも耐えうる強靱な企業体質を構築することで株主・お客様・サプライヤー・従業員等様々なステークホルダーの信頼に応えられる企業となるために全力を尽くしてまいります。

以って、株主各位のご期待にお応えしていく所存でございますので、株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻をお願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

| 区 分                              | 第 214 期<br>平成24年度 | 第 215 期<br>平成25年度 | 第 216 期<br>平成26年度 | 第217期 (当期)<br>平成27年度 |
|----------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|----------------------|
| 売 上 高 (百万円)                      | 65,289            | 70,865            | 73,315            | 65,281               |
| 営業利益(または損失(△)) (百万円)             | △3,444            | 3,389             | 3,948             | 4,303                |
| 経常利益(または損失(△)) (百万円)             | △3,529            | 3,541             | 4,444             | 3,021                |
| 親会社株主に帰属する当期純利益(または純損失(△)) (百万円) | △28,827           | 4,747             | 3,822             | 2,673                |
| 1株当たり当期純利益(または純損失(△)) (円)        | △198.52           | 32.70             | 25.76             | 16.68                |
| 総 資 産 (百万円)                      | 82,944            | 86,938            | 87,259            | 88,508               |
| 純 資 産 (百万円)                      | 11,796            | 13,261            | 22,320            | 23,945               |

### ② 当社の財産及び損益の状況の推移

| 区 分                       | 第 214 期<br>平成24年度 | 第 215 期<br>平成25年度 | 第 216 期<br>平成26年度 | 第217期 (当期)<br>平成27年度 |
|---------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|----------------------|
| 売 上 高 (百万円)               | 39,647            | 44,357            | 46,557            | 40,793               |
| 営業利益(または損失(△)) (百万円)      | △2,167            | 1,933             | 1,487             | 1,466                |
| 経常利益(または損失(△)) (百万円)      | △1,720            | 1,753             | 5,385             | 1,936                |
| 当期純利益(または純損失(△)) (百万円)    | △28,860           | 1,416             | 6,197             | 2,287                |
| 1株当たり当期純利益(または純損失(△)) (円) | △198.74           | 9.76              | 42.12             | 14.25                |
| 総 資 産 (百万円)               | 75,141            | 80,932            | 78,005            | 73,779               |
| 純 資 産 (百万円)               | 7,434             | 8,375             | 18,672            | 20,233               |

## (6) 主要な事業内容

| 部 門         | 事 業 内 容                                                  |
|-------------|----------------------------------------------------------|
| 鋼 索 鋼 線 関 連 | ワイヤロープ、各種ワイヤ製品、繊維ロープ・網等の製造・販売                            |
| スチールコード関連   | タイヤ用スチールコード、ソーワイヤ、産業用機械の製造・販売                            |
| 開 発 製 品 関 連 | 道路安全施設、長大橋用ケーブル、金属繊維、炭素繊維複合材ケーブル (CFCC) 等の製造・販売、橋梁の設計・施工 |
| 不 動 産 関 連   | 不動産賃貸、太陽光発電による売電事業                                       |
| そ の 他       | 石油製品の販売、粉末冶金製品、工業用自動計量機・自動包装機等の製造・販売                     |

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 重要な親会社の状況  
該当する事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

(平成28年3月31日現在)

| 会社名              | 資本金            | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容                      |
|------------------|----------------|----------|------------------------------|
| 東京製網繊維ロープ株式会社    | 百万円<br>200     | 100.0%   | 繊維索・網の製造及び販売                 |
| 東網橋梁株式会社         | 400            | 100.0    | 橋梁の設計・施工                     |
| 赤穂ロープ株式会社        | 60             | 100.0    | 鋼索の製造及び販売                    |
| 日本特殊合金株式会社       | 98             | 100.0    | 粉末冶金製品の製造及び販売                |
| 株式会社新洋           | 45             | 100.0    | 鋼索・鋼線・フィルタの加工及び販売            |
| 東網商事株式会社         | 100            | 100.0    | 石油製品・高圧ガスの販売                 |
| トーコーテクノ株式会社      | 40             | 100.0    | 土木建築工事                       |
| 長崎機器株式会社         | 100            | 100.0    | 工業用自動計量機・自動包装機等の設計、製作及び販売    |
| 東網ワイヤロープ販売株式会社   | 50             | 100.0    | 鋼索・鋼線及び附属金具類の販売・加工、産業用機械等の販売 |
| 東網スチールコード株式会社    | 300            | 100.0    | スチールコード・ソーワイヤの製造及び販売         |
| 東網機械株式会社         | 100            | 100.0    | ワイヤソー及び産業用機械設備の設計・製造及び販売     |
| 東京製網海外事業投資株式会社   | 8,730          | 92.8     | 東京製網(常州)有限公司への投資             |
| 東京製網(常州)有限公司     | 17,345         | (100.0)  | スチールコード・ソーワイヤの製造及び販売         |
| 東京製網ベトナム有限責任会社   | 千US\$<br>6,000 | 100.0    | 鋼索の製造及び販売                    |
| 東京製網(常州)機械有限公司   | 百万円<br>400     | 100.0    | ワイヤソー及び産業用機械の製造及び販売          |
| 東京製網(香港)有限公司     | 千HK\$<br>2,000 | 100.0    | 鋼索・鋼線の販売                     |
| 東京製網エンジニアリング有限会社 | 千RUB<br>24,100 | 100.0    | エンジニアリング製品の販売・設計・施工          |

(注) 当社の議決権比率における( )は間接所有によるものであります。

## (8) 主要な営業所及び工場

(平成28年3月31日現在)

|                       |        |                                                                                                                                                     |
|-----------------------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 当 社                   | 本 社    | 東京都中央区日本橋3-6-2                                                                                                                                      |
|                       | 支 店    | 関西（大阪市）、名古屋（名古屋市）、広島（広島市）、九州（北九州市）、札幌（札幌市）、仙台（仙台市）                                                                                                  |
|                       | 営 業 所  | 長野（長野市）、新潟（新潟市）、盛岡（盛岡市）                                                                                                                             |
|                       | 駐在員事務所 | カザフスタン共和国（アスタナ市）、タイ王国（バンコク都）                                                                                                                        |
|                       | 工 場    | 土浦工場（かすみがうら市）、堺工場（堺市）、蒲郡工場（蒲郡市）                                                                                                                     |
| 東京製網繊維ロープ株式会社         | 本 社    | 愛知県蒲郡市豊岡町中村1-1                                                                                                                                      |
| 東 綱 橋 梁 株 式 会 社       | 本 社    | 栃木県下野市下古山143                                                                                                                                        |
| 赤 穂 ロ ー プ 株 式 会 社     | 本 社    | 兵庫県赤穂市坂越291                                                                                                                                         |
| 日 本 特 殊 合 金 株 式 会 社   | 本 社    | 愛知県蒲郡市豊岡町白山11-3                                                                                                                                     |
| 株 式 会 社 新 洋           | 本 社    | 東京都中央区日本橋蛸殻町1-13-7                                                                                                                                  |
| 東 綱 商 事 株 式 会 社       | 本 社    | 東京都千代田区外神田4-5-5                                                                                                                                     |
| ト ー コ ー テ ク ノ 株 式 会 社 | 本 社    | 東京都中央区日本橋3-6-2                                                                                                                                      |
| 長 崎 機 器 株 式 会 社       | 本 社    | 長崎県西彼杵郡時津町元村郷820                                                                                                                                    |
| 東綱ワイヤロープ販売株式会社        | 本 社    | 東京都中央区日本橋3-6-2                                                                                                                                      |
| 東綱スチールコード株式会社         | 本 社    | 岩手県北上市北工業団地7-1                                                                                                                                      |
| 東 綱 機 械 株 式 会 社       | 本 社    | 岩手県北上市北工業団地2-16                                                                                                                                     |
| 東京製網海外事業投資株式会社        | 本 社    | 東京都中央区日本橋3-6-2                                                                                                                                      |
| 東京製網（常州）有限公司          | 本 社    | 中華人民共和国江蘇省常州市新北区河海西路328号                                                                                                                            |
| 東京製網ベトナム有限責任会社        | 本 社    | 30 VSIP II Street 3, Vietnam Singapore Industrial Park II Binh Duong Industry-Service-Urban Complex, Ben Cat District, Binh Duong Province, Vietnam |
| 東京製網（常州）機械有限公司        | 本 社    | 中華人民共和国江蘇省常州市新北区河海西路328号                                                                                                                            |
| 東京製網（香港）有限公司          | 本 社    | Suitu 610,6/F, Tower1,The Gateway, Harbour City, 25 Canton Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon, HongKong, China                                            |
| 東京製網エンジニアリング有限会社      | 本 社    | 22 Bolshaya Yakimanka st. Moscow Russia                                                                                                             |

## (9) 従業員の状況

(平成28年3月31日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数   | 前連結会計<br>年度末比増・減(△) |
|--------|---------------------|
| 1,718名 | △82名                |

### ② 当社の従業員の状況

| 区分      | 従業員数 | 前事業年度末<br>比増減(△) | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|---------|------|------------------|-------|--------|
| 男子      | 416名 | 11名              | 40.3才 | 15.4年  |
| 女子      | 60名  | 3名               | 40.6才 | 15.1年  |
| 合計または平均 | 476名 | 14名              | 40.3才 | 15.3年  |

(注) 従業員数は、他社への出向者を除いて記載しております。

## (10) 主要な借入先

(平成28年3月31日現在)

| 借入先           | 借入金残高                    |
|---------------|--------------------------|
| 株式会社みずほ銀行     | 5,009 <small>百万円</small> |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 4,377                    |
| 三井住友信託銀行株式会社  | 3,596                    |
| 株式会社常陽銀行      | 2,629                    |
| 株式会社三井住友銀行    | 1,990                    |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 1,720                    |

(注) 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行とコミットメントライン契約(融資限度額3,920百万円、期末残高2,681百万円)を締結しております。

## (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はございません。

## 2. 会社の株式に関する事項

(平成28年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 400,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 162,682,420株
- (3) 株主数 12,753名
- (4) 大株主

| 株主名                                                            | 持株数                  | 持株比率               |
|----------------------------------------------------------------|----------------------|--------------------|
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)                                      | 20,000 <sup>千株</sup> | 12.29 <sup>%</sup> |
| 新日鐵住金株式会社                                                      | 11,504               | 7.07               |
| RBC ISB S/A DUB NON RESIDENT/TREATY RATE UCITS-CLIENTS ACCOUNT | 7,100                | 4.36               |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)                                        | 6,546                | 4.02               |
| 株式会社ハイレックスコーポレーション                                             | 4,000                | 2.45               |
| 東京ロープ共栄会                                                       | 3,602                | 2.21               |
| 横浜ゴム株式会社                                                       | 2,671                | 1.64               |
| C B H K - K S D - N H                                          | 2,591                | 1.59               |
| 株式会社日立ビルシステム                                                   | 1,900                | 1.16               |
| 住友生命保険相互会社                                                     | 1,808                | 1.11               |

(注) 持株比率は、自己株式(58,822株)を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成27年7月9日にA種種類株式2,500株を全株取得し、消却いたしました。また、同年6月から7月にかけて、自己株式17,500,000株を処分いたしました。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はございません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等

(平成28年3月31日現在)

| 地 位              | 氏 名     | 担当業務                                       | 重要な兼職の状況                               |
|------------------|---------|--------------------------------------------|----------------------------------------|
| 取締役会長<br>(代表取締役) | 田 中 重 人 |                                            |                                        |
| 取締役社長<br>(代表取締役) | 中 村 裕 明 |                                            |                                        |
| 常務取締役            | 佐 藤 和 規 | 総務部長 人事部・経営企画部・<br>経理部・資金部・環境安全防災室・内部監査室管掌 |                                        |
| 常務取締役            | 首 藤 洋 一 | TCT推進本部長                                   | 東京製綱（常州）有限公司董事長<br>東京製綱海外事業投資株式会社取締役社長 |
| 取締 役             | 浅 野 正 也 | スチールコード事業部長<br>技術開発本部管掌                    |                                        |
| 取 締 役            | 中 原 良   | 人事部長兼経理部長兼購買物流<br>部長                       |                                        |
| 取 締 役            | 堀 内 久 資 | 経営企画部長兼資金部長兼IT<br>企画部長                     | 日本証券金融株式会社取締役会長                        |
| 取 締 役            | 増 淵 稔   |                                            |                                        |
| 監 査 役            | 村 田 秀 樹 |                                            | 弁護士                                    |
| 監 査 役            | 小田木 毅   |                                            | 名古屋ビルディング株式会社会長執行役員                    |
| 監 査 役            | 山 上 純 一 |                                            | 株式会社白洋舎社外監査役                           |
| 監 査 役            | 林 俊 雄   |                                            |                                        |

(注1) 取締役のうち、増淵稔氏は社外取締役であります。

(注2) 監査役のうち、小田木毅、山上純一の両氏は社外監査役であります。

(注3) 取締役増淵稔氏、監査役小田木毅氏及び監査役山上純一氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

(注4) 監査役山上純一氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(注5) 平成28年4月1日付で取締役の地位及び担当または主な職務に次のとおり変更がありました。

| 氏 名     | 新                                                                                    | 旧                                                              |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 佐 藤 和 規 | 総務部長 海外エンジニアリング事業部・人事部・経営企画部・経理部・資金部・環境安全防災室・内部監査室管掌                                 | 総務部長 人事部・経営企画部・経理部・資金部・環境安全防災室・内部監査室管掌                         |
| 首 藤 洋 一 | C FCC事業部長                                                                            | TCT推進本部長                                                       |
| 浅 野 正 也 | スチールコード事業部長 技術開発本部管掌<br>東綱スチールコード株式会社取締役社長<br>東京製綱（常州）有限公司董事長<br>東京製綱海外事業投資株式会社取締役社長 | スチールコード事業部長 技術開発本部管掌<br>東京製綱（常州）有限公司董事長<br>東京製綱海外事業投資株式会社取締役社長 |
| 中 原 良   | 人事部長兼経理部長                                                                            | 人事部長兼経理部長兼購買物流部長                                               |

## (2) 事業年度中に辞任したまたは解任された取締役及び監査役

該当する取締役または監査役はおりません。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 氏名  | 支給人員 | 支給額    |
|-----|------|--------|
| 取締役 | 9名   | 187百万円 |
| 監査役 | 5名   | 50百万円  |

(注1) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(注2) 取締役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第208回定時株主総会において年額300,000千円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

(注3) 監査役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第208回定時株主総会において年額65,000千円以内と決議いただいております。

(注4) 当社は平成19年6月28日開催の第208回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の退任慰労金制度を廃止し、第208回定時株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、制度廃止までの在任期間に対応するものとして退任慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。

## (4) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

イ. 他の法人等との兼任状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

| 氏名          | 兼職の状況                | 当該他の法人等との関係                            |
|-------------|----------------------|----------------------------------------|
| 増渕 稔(社外取締役) | 日本証券金融株式会社 取締役会長     | 当社と日本証券金融株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。    |
| 山上純一(社外監査役) | 名古屋ビルディング株式会社 会長執行役員 | 当社と名古屋ビルディング株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。 |

ロ. 他の法人等の社外役員の兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係

| 氏名          | 兼職の状況         | 当該他の法人等との関係                      |
|-------------|---------------|----------------------------------|
| 山上純一(社外監査役) | 株式会社白洋舎 社外監査役 | 当社と株式会社白洋舎との間に重要な取引その他の関係はありません。 |

### ② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当する事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

| 区分    | 氏名      | 主な活動状況                                                                                                     |
|-------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 | 増 淵 稔   | 平成27年度中に開催された取締役会全18回中17回に出席し、会社経営者としての経験と業務執行から独立した見地から、当社の経営判断が合理的で適正な意思決定となるよう有用な意見を述べております。            |
| 社外監査役 | 小田木 毅   | 平成27年度中に開催された取締役会全18回中17回及び監査役会全16回中15回に出席し、社外監査役としての見地に基づき経営に対する監視を行うとともに、弁護士としての専門的な立場から適宜有用な意見を述べております。 |
| 社外監査役 | 山 上 純 一 | 平成27年度中に開催された取締役会全18回及び監査役会全16回の全てに出席し、会社経営者としての経験及び社外監査役としての見地に基づき適宜有用な指摘を行っております。                        |

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当社の社外取締役及び社外監査役とは、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

⑤ 当社の報酬等の額

|              | 人数 | 報酬等の額 |
|--------------|----|-------|
| 社外役員の報酬等の総額等 | 4名 | 24百万円 |

⑥ 当社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の総額

該当する事項はありません。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| 項 目                     | 支 払 額 |
|-------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額  | 42百万円 |
| 当社及び当社の子会社が支払うべき報酬等の合計額 | 42百万円 |

(注1) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性及び適切性等を確認し、監査時間および報酬単価といった算出根拠や算定内容を精査した結果、当該報酬は相当、妥当であることを確認のうえ、報酬等に同意しております。

(注2) 上記の他に当社の重要な海外子会社である東京製綱（常州）有限公司他は、他の監査法人の会計監査を受けております。

(注3) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の監査(非監査業務)である「再生可能エネルギー固定価格買取制度の減免申請に関する確認」に対し150千円を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

### (6) 会計監査人の業務の停止に関する事項

#### ①会計監査人が受けた過去2年間の業務停止処分

金融庁が、平成27年12月22日付で発表した処分内容の概要

イ 処分対象 新日本有限責任監査法人

ロ 処分内容 契約の新規の締結に関する業務の停止 3月

(平成28年1月1日から同年3月31日まで)

ハ 業務改善命令（業務管理体制の改善）

ニ 処分理由 (i)新日本有限責任監査法人（以下「当監査法人」という。）は、監査受託先企業の平成22年3月期、平成24年3月期及び平成25年3月期における財務書類の監査において、当監査法人の公認会計士らが、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

(ii)当監査法人の運営が著しく不当と認められた。

#### (7) 会計監査人の辞任または解任に関する事項

該当する事項はありません。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保する為の体制

当社は、平成27年4月27日開催の取締役会において、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」の整備に向けた基本方針の一部を改定する旨の取締役会決議を行っております。その概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社及び子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役及び使用人が法令・定款はもとより社会規範・企業倫理を遵守することにより、各社の業務執行の適正を確保するための指針として「東京製綱グループ企業行動指針」を制定しており、この周知徹底を図る。
- ロ. 当社は、当社グループ各社の環境・安全面にかかる業務執行が関係法令を遵守して行われるよう統括的に管理する。
- ハ. 当社内部監査室は、当社グループ各社の取締役・使用人による職務執行が法令・定款及び社内規程に違反せず適切に行われているかをチェックするため、業務監査を実施する。
- ニ. 「コンプライアンス規程」に基づきコンプライアンス委員会を定期的に開催し、当社グループのコンプライアンス体制の運用状況を把握するとともに、必要に応じて見直しを図る。
- ホ. 法令違反の未然防止又は最小限に食い止めるために内部通報制度を創設し、運用規程として「東京製綱グループ内部通報者保護規程」（以下「内部通報規程」という。）を制定している。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 当社の取締役及び使用人が職務執行上取扱う全ての情報に関し、適切な管理体制と情報取扱手順等を「情報セキュリティ管理規程」に定め、運用する。
- ロ. 当社の取締役の職務執行に係る情報のうち、電子媒体によるものは「電子情報システム機密保護管理規程」、その他の媒体については法令及び社内規程に従って文書及びデータの作成・保存を行い、法令・社内規程の定める保存期間が終了したものは、裁断または消去する。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 取締役会は、当社グループの事業上の全てのリスクに対する統制活動の手順並びに統制活動が適切に行われていることを検証し、必要に応じて是正する手順として「リスク管理規程」を制定しており、これを運用するとともに、重要な事業投融資については「投融資業務規程」に、重要な大規模取引等については「プロジェクト方針会議規程」に基づきリスクを適切に管理する。
- ロ. 当社グループ各社は「職務権限決裁規程」を制定し、自ら業務執行にかかるリスクの適切な管理に努める。また、当社グループ各社の業務執行にかかるリスクが当社グループ全体に影響を及ぼす場合のリスク管理については「東京製綱グループ決裁基準」及び「関係会社管理規程」を制定しており、担当部署が統括的にリスク管理を行う。
- ハ. 当社グループ各社の事業上の各種リスクが顕在化する可能性を最小化するため「内部統制チェックシート」を作成し、統制活動の機能を検証するため内部監査室に専任者を配置し定期的にチェックを行う。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 当社では、「取締役会規則」に定めた重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行うために、毎月最低1回取締役会を開催する。
- ロ. 当社では、職務執行の効率化と取締役会の監督機能強化を図るべく執行役員制度を導入するとともに、職務執行上の意思決定機関として経営会議を設置する。
- ハ. 当社グループ各社の日常の業務執行については「職制規程」、「職務権限決裁規程」等の業務関係諸規程に則し、規律と効率に留意すると同時に組織間の連携を確保する。
- ニ. 全社的な方向付けと効率的な職務執行の実現のために、当社の子会社管理担当部署において、当社グループ全体の基本戦略及び中期経営計画を策定し、当社取締役会で決議のうえ年度経営計画に展開する。
- ホ. 後記⑤ロに記載する「関係会社社長会」において、各子会社における中期経営計画及び年度経営計画の目標達成状況を定期的に監督する。

### ⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- イ. 「関係会社管理規程」に基づき、各子会社はその財務状況、業務の執行状況及びリスク管理事項について定期的に当社に報告するとともに、重大な事項が生じた場合は直ちに当社所管部署に報告する。
- ロ. 当社グループ各社間の連携強化を図るため「関係会社社長会」を四半期毎に開催し、各子会社は業績、事業活動の状況について報告する。

### ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人に関する事項

- イ. 監査役は職務を補助するため、監査役付使用人を置くものとし、その人事については取締役と監査役が意見交換を行い決定する。また、監査役付使用人の人事考課等については監査役会の同意を得た上で取締役が決定する。
- ロ. 監査役付使用人は、監査役補助業務については、業務執行上の指揮命令系統には属さずに監査役の

指示命令に従うものとし、監査役付使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役の補助業務を優先する。

#### ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- イ. 監査役への報告体制として、監査役が取締役会に出席するほか、経営会議へは常勤監査役が必ず出席することで業務執行に係る重要事項の報告を兼ねる。
- ロ. 稟議書、通達等の社内文書については、監査役がその判断に基づき随時閲覧できるものとし、必要な場合には、取締役及び使用人に説明を求めることができるものとする。
- ハ. 監査役は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、定期的に情報交換し綿密に連携を図る。
- ニ. 監査役は、必要に応じて内部監査室より内部監査の結果の報告を受けるものとする。
- ホ. 当社グループ各社の取締役及び使用人が法令や定款に違反する事実、その他コンプライアンスに関する事実を内部通報制度を利用して報告した場合、通報を受けた通報窓口責任者は必ず当社監査役に報告すること、ならびに当該報告者が不利益な取り扱いを受けないことを、「内部通報規程」に定めている。
- ヘ. 当社グループ各社の取締役及び使用人が法令や定款に違反する事実、その他コンプライアンスに関する事実を当社監査役に報告した場合は、当該報告をしたことを理由とする不利益な取扱うことを禁止し、その旨を取締役会及び使用人に周知徹底する。

#### ⑧ 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役の監査が実効的に行われるために、監査役は必要に応じて会計監査人、顧問弁護士、その他の外部アドバイザーの意見を求めることができるものとし、当社はこれについて発生する費用を監査費用として認める。
- ロ. 監査役が職務の執行について必要な費用の前払い又は償還を請求したときは、すみやかに当該費用又は債務の処理を行う。

#### ⑨ 反社会的勢力の排除

- イ. 当社グループ各社並びに当社グループ各社の役員及び使用人は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とはいかなる関係も持たない。
- ロ. 期せずして新規取引先が反社会的勢力と関係を有することが判明した場合であっても、契約書に反社会的勢力排除条項を置くこと等により、速やかに関係を遮断するための体制を整えている。

### (2) 業務の適正を確保する為の体制の運用状況

#### ① コンプライアンスに関する取組み

「東京製綱グループ企業行動指針」を社内刊行物に定期的に掲載するなど、周知徹底を図っているほ

か、環境安全防災室による環境面・安全面に関する各事業所への通達や指導、内部監査室は、各部門から内部統制チェックシートを定期的に提出させるなどして、業務監査を実施しております。

また、内部通報制度の一部として、内部通報のための専用窓口を社内外に設置し、制度の実効性を確保しております。

## ② リスク管理体制

リスクマネジメントにつきましては、上記「リスク管理規程」等に基づき、リスクの識別、分類、分析、評価と対応策の実施状況の検証を適宜行っております。

## ③ 財務報告にかかる信頼性の確保に関する取組み

内部監査室が実施する全社的な内部統制の有効性の評価、および各業務プロセスの統括責任者による自主点検と内部監査室への報告を年1回実施し、内部統制の適正性と有効性を検証しております。その結果については、取締役会への報告がなされております。

## (3) 会社の支配に関する基本方針

### ① 基本方針の内容

当社は、当社グループの企業価値と株主共同利益の維持・持続的発展を実現し、株主の皆様還元すべき適正な利潤を獲得するためには、長年の事業活動によって培った柔軟な技術力と多様な事業構造、ブランド力、川上・川下の各取引先との強い連携といった当社グループの企業価値・株主共同利益の源泉の維持が不可欠であり、このためには株主の皆様をはじめ、お客様、お取引先、従業員や地域社会といった当社グループのステークホルダーとの適切な関係を維持しつつ、社会の基盤整備への貢献を通じて当社グループの社会的存在意義を高めていく経営が必要であると考えております。

また、株式会社の支配権の移転を伴う当社株式の買付提案がなされた場合に、その買付が当社グループの企業価値・株主共同利益を高めるものかどうかを株主の皆様が適切に判断するためには、事業間のシナジー効果や当社グループの企業価値の源泉への影響を適正に把握する必要があると考えます。

当社取締役会では、以上の要請を実現することが当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方であると考えており、以上の要請を実現することなく当社株式の大量取得行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配するものとして不適切であると考えます。

### ② 基本方針実現のための取組み

当社は平成27年度からの5年間を「事業基盤の更なる強化」と「成長戦略の着手・実行」期間と位置付け、将来に亘り成長・社会貢献し続けるための諸施策を展開してまいります。

具体的には、①北米市場やインドネシア市場におけるCFCC事業の推進、②海外におけるインフラ整備需要を捉えた積極的な新規マーケットの開拓、③スチールコード事業の体質転換、④国内インフラ需要の確実な捕捉、⑤成長戦略を支える財務基盤の強化、等に取り組んでまいります。

以上の取組みを通じて、当社グループでは、中長期的視点に立ち、当社グループの企業価値・株主共同利益の向上を目指してまいります。

### ③ 不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定を支配されることを防止する取組み

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定が基本方針に照らして不適切である者によって支配されるこ

とを防止する取組みとして、第208回定時株主総会においてご承認を得て「当社株式の大規模な取得行為への対応策（買収防衛策）」の導入を決議いたしました。その後、第211回定時株主総会で本プランを一部変更のうえ更新することにつきご承認いただき、第214回定時株主総会において本プランを更新することにつきご承認いただいて発効いたしております。（以下、更新後の買収防衛策を「現行プラン」といいます。）

現行プランは、当社が発行者である株式の大量買付または公開買付を実施する場合の手続を明確化し、株主の皆様が適切な判断を行えるよう必要かつ十分な情報と時間を確保することや買付者との交渉機会を確保することで企業価値・株主共同利益の維持・向上させることを目的としております。

具体的には、当社株式の発行済株式総数の20%以上となる買付または公開買付を行おうとする者（以下、「大量買付者等」といいます。）には、事前に必要な情報を当社取締役会に提出いただき、当社取締役会が一定の検討期間を設けたうえでこれらの情報に対し意見表明や代替案等の提示、必要に応じて大量買付者等との交渉等を行うこととしており、これらの情報については適宜株主の皆様へ情報提供を行うこととしています。

また、大量買付者等と当社取締役会から提出された情報、当社取締役会の代替案等については、当社経営陣から独立した社外者のみで構成される独立委員会に提供され、独立委員会において調査・検討・審議を行い、その結果を取締役に勧告します。

独立委員会では、大量買付者等が現行プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株式の大量買付等を行う場合または当社の企業価値・株主共同利益が毀損されるおそれがあると認められる場合は、対抗措置の発動（大量買付者が権利行使できない条件付の株主割当による新株予約権の無償割当）を取締役に勧告することとしています。

取締役会では、本必要情報等を検討し、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、本対抗措置を発動することを決定することがあり、その決定内容について速やかに情報開示を行います。

#### ④ 現行プランの合理性

当社取締役会では以下の理由により、現行プランが基本方針に整合し当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであり、かつ当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

- i) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること  
現行プランは経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則を完全に充足している。
- ii) 株主意思を重視するものであること  
現行プランは平成25年6月開催の第214回定時株主総会において株主の皆様のご承認を得て3年間の有効期限を設定している。また、有効期限内においても毎年株主総会で選任される取締役を通じて廃止することができる（いわゆるデッドハンド型ではないこと）ことから導入・廃止とも株主の皆様のご意思が反映される。
- iii) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示  
現経営陣からは独立した社外取締役、社外監査役及び有識者をメンバーにより構成される独立委員会が、現経営陣による恣意的運用がないかどうか監視するとともに対抗措置の発動等について独立委員会の勧告を行うこと、独立委員会の判断の概要を含めて株主の皆様には情報開示することで現行プランが透明性をもって運営される仕組みを構築している。

iv) 合理的な客観的要件の設定

現行プランは対抗措置の具体的発動要件を定めているほか、発動に際しては必ず独立委員会の判断と勧告を経て行うこととしており、現経営陣による恣意的な対抗措置の発動を抑制する仕組みを構築している。

(注) 上記は現在発効している買収防衛策の概要を示しております。詳しい内容につきましては当社ウェブサイト ([http://www.tokyorope.co.jp/ir/pdf/20130523\\_1.pdf](http://www.tokyorope.co.jp/ir/pdf/20130523_1.pdf)) をご参照ください。

**(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社は、会社法第459条第1項に基づき、剰余金の配当等を取締役会が定めることができる旨を定款で定めております。取締役会では剰余金の配当等の実施の決定は、以下の方針に基づき実行しております。

当社では、株主に対する利益還元を重要な経営課題と位置づけております。

利益配当については、各期の連結業績に応じた利益の分配を基本として、新規事業展開・新製品開発、生産販売体制の整備等といった将来的な企業価値向上に要する内部資金需要の状況や、当社の業績、財務状況等、更には安定・継続的な株主還元の実現等を総合的に考慮して決定することとしております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

| 資 産 の 部         |               | 負 債 の 部            |               |
|-----------------|---------------|--------------------|---------------|
| 科 目             | 金 額           | 科 目                | 金 額           |
|                 | 百万円           |                    | 百万円           |
| <b>流動資産</b>     | <b>36,627</b> | <b>流動負債</b>        | <b>36,168</b> |
| 現金及び預金          | 4,604         | 支払手形及び買掛金          | 12,190        |
| 受取手形及び売掛金       | 14,493        | 短期借入金              | 13,754        |
| 商品及び製品          | 5,967         | 未払費用               | 2,768         |
| 仕掛品             | 4,681         | 賞与引当金              | 861           |
| 原材料及び貯蔵品        | 4,054         | その他の               | 6,593         |
| 繰延税金資産          | 941           | <b>固定負債</b>        | <b>28,395</b> |
| その他の            | 1,909         | 長期借入金              | 15,391        |
| 貸倒引当金           | △25           | リース債務              | 554           |
| <b>固定資産</b>     | <b>51,861</b> | 再評価に係る繰延税金負債       | 4,598         |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>38,313</b> | 役員退職慰労引当金          | 165           |
| 建物及び構築物         | 9,831         | 退職給付に係る負債          | 5,813         |
| 機械装置及び運搬具       | 6,528         | 資産除去債務             | 465           |
| 土地              | 19,782        | 環境対策引当金            | 213           |
| リース資産           | 1,194         | その他の               | 1,192         |
| 建設仮勘定           | 524           | <b>負債合計</b>        | <b>64,563</b> |
| その他の            | 451           | <b>純資産の部</b>       |               |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>317</b>    | <b>株主資本</b>        | <b>12,207</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>13,230</b> | 資本金                | 1,000         |
| 投資有価証券          | 7,948         | 資本剰余金              | 796           |
| 退職給付に係る資産       | 113           | 利益剰余金              | 10,422        |
| 繰延税金資産          | 2,815         | 自己株式               | △11           |
| その他の            | 3,031         | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>9,658</b>  |
| 貸倒引当金           | △679          | その他有価証券評価差額金       | 641           |
| <b>繰延資産</b>     | <b>19</b>     | 土地再評価差額金           | 10,711        |
| <b>資産合計</b>     | <b>88,508</b> | 為替換算調整勘定           | △44           |
|                 |               | 退職給付に係る調整累計額       | △1,649        |
|                 |               | <b>非支配株主持分</b>     | <b>2,079</b>  |
|                 |               | <b>純資産合計</b>       | <b>23,945</b> |
|                 |               | <b>負債純資産合計</b>     | <b>88,508</b> |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

# 連結損益計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

| 科 目                           | 金 額  |        |
|-------------------------------|------|--------|
|                               | 百万円  | 百万円    |
| 売 上 高                         |      | 65,281 |
| 売 上 原 価                       |      | 51,286 |
| 売 上 総 利 益                     |      | 13,995 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           |      | 9,691  |
| 営 業 利 益                       |      | 4,303  |
| 営 業 外 収 益                     |      |        |
| 受 取 利 息                       | 22   |        |
| 受 取 配 当 金                     | 184  |        |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 額               | 147  |        |
| そ の 他                         | 208  | 563    |
| 営 業 外 費 用                     |      |        |
| 支 払 利 息                       | 437  |        |
| 持 分 法 に よ る 投 資 損 失           | 210  |        |
| 為 替 差 損                       | 669  |        |
| 環 境 対 策 引 当 金 繰 入 額           | 213  |        |
| そ の 他                         | 314  | 1,844  |
| 経 常 利 益                       |      | 3,021  |
| 特 別 利 益                       |      |        |
| 固 定 資 産 売 却 益                 | 4    |        |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益             | 31   |        |
| そ の 他                         | 3    | 39     |
| 特 別 損 失                       |      |        |
| 事 業 構 造 改 革 費 用               | 251  | 251    |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         |      | 2,809  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税         | 384  |        |
| 法 人 税 等 調 整 額                 | △269 | 114    |
| 当 期 純 利 益                     |      | 2,694  |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |      | 21     |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |      | 2,673  |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

|                     | 株 主 資 本 |        |        |         |        |
|---------------------|---------|--------|--------|---------|--------|
|                     | 資 本 金   | 資本剰余金  | 利益剰余金  | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
|                     | 百万円     | 百万円    | 百万円    | 百万円     | 百万円    |
| 当 期 首 残 高           | 1,000   | 3,781  | 7,816  | △3,281  | 9,316  |
| 当 期 変 動 額           |         |        |        |         |        |
| 剰 余 金 の 配 当         | —       | —      | △82    | —       | △82    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     | —       | —      | 2,673  | —       | 2,673  |
| 土地再評価差額金の取崩         | —       | —      | 13     | —       | 13     |
| 自己株式の取得             | —       | —      | —      | △3,087  | △3,087 |
| 自己株式の処分             | —       | 95     | —      | 3,277   | 3,372  |
| 自己株式の消却             | —       | △3,080 | —      | 3,080   | —      |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | —       | —      | —      | —       | —      |
| 当 期 変 動 額 合 計       | —       | △2,985 | 2,605  | 3,270   | 2,890  |
| 当 期 末 残 高           | 1,000   | 796    | 10,422 | △11     | 12,207 |

|                     | その他の包括利益累計額               |                   |                 |                               |                               |                                          | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|---------------------|---------------------------|-------------------|-----------------|-------------------------------|-------------------------------|------------------------------------------|---------|-------|
|                     | そ の 他<br>有 価 証 券<br>評 差 額 | 土 再<br>再 差<br>価 額 | 地 価<br>評 額<br>金 | 為 替<br>替 換<br>調 整<br>勘 算<br>定 | 退 職<br>給 付<br>累 計<br>調 整<br>額 | そ の 他<br>の 包<br>括 利<br>益<br>累 計<br>額 合 計 |         |       |
|                     | 百万円                       | 百万円               | 百万円             | 百万円                           | 百万円                           | 百万円                                      | 百万円     | 百万円   |
| 当 期 首 残 高           | 1,936                     | 10,474            | 120             | △1,586                        | 10,944                        | 2,058                                    | 22,320  |       |
| 当 期 変 動 額           |                           |                   |                 |                               |                               |                                          |         |       |
| 剰 余 金 の 配 当         | —                         | —                 | —               | —                             | —                             | —                                        | △82     |       |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     | —                         | —                 | —               | —                             | —                             | —                                        | 2,673   |       |
| 土地再評価差額金の取崩         | —                         | —                 | —               | —                             | —                             | —                                        | 13      |       |
| 自己株式の取得             | —                         | —                 | —               | —                             | —                             | —                                        | △3,087  |       |
| 自己株式の処分             | —                         | —                 | —               | —                             | —                             | —                                        | 3,372   |       |
| 自己株式の消却             | —                         | —                 | —               | —                             | —                             | —                                        | —       |       |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | △1,295                    | 237               | △165            | △63                           | △1,286                        | 21                                       | △1,265  |       |
| 当 期 変 動 額 合 計       | △1,295                    | 237               | △165            | △63                           | △1,286                        | 21                                       | 1,625   |       |
| 当 期 末 残 高           | 641                       | 10,711            | △44             | △1,649                        | 9,658                         | 2,079                                    | 23,945  |       |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集、通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

| 資 産 の 部                |               | 負 債 の 部                |               |
|------------------------|---------------|------------------------|---------------|
| 科 目                    | 金 額           | 科 目                    | 金 額           |
|                        | 百万円           |                        | 百万円           |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>23,841</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>30,110</b> |
| 現金及び預金                 | 1,882         | 支払手形                   | 1,546         |
| 受取手形                   | 1,569         | 買掛金                    | 10,191        |
| 売掛金                    | 7,947         | 短期借入金                  | 11,892        |
| たな卸資産                  | 6,550         | 賞与引当金                  | 369           |
| 繰延税金資産                 | 617           | その他の                   | 6,110         |
| 短期貸付金                  | 2,350         | <b>固 定 負 債</b>         | <b>23,435</b> |
| その他                    | 2,930         | 長期借入金                  | 14,891        |
| 貸倒引当金                  | △6            | リース債務                  | 541           |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>49,937</b> | 退職給付引当金                | 1,762         |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>31,252</b> | 関係会社事業損失引当金            | 416           |
| 建物及び構築物                | 7,436         | 再評価に係る繰延税金負債           | 4,576         |
| 機械装置                   | 2,648         | 資産除去債務                 | 465           |
| 土地                     | 19,524        | 環境対策引当金                | 132           |
| リース資産                  | 1,152         | その他の                   | 648           |
| 建設仮勘定                  | 271           | <b>負 債 合 計</b>         | <b>53,545</b> |
| その他の                   | 219           | <b>純 資 産 の 部</b>       |               |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>92</b>     | <b>株 主 資 本</b>         | <b>10,260</b> |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>18,593</b> | 資本金                    | 1,000         |
| 投資有価証券                 | 6,271         | 資本剰余金                  | 796           |
| 関係会社株式                 | 6,865         | 資本準備金                  | 250           |
| 関係会社出資金                | 1,873         | その他資本剰余金               | 546           |
| 長期貸付金                  | 1,264         | 利益剰余金                  | 8,474         |
| 繰延税金資産                 | 1,752         | その他利益剰余金               | 8,474         |
| その他                    | 1,169         | 繰越利益剰余金                | 8,474         |
| 貸倒引当金                  | △603          | 自己株式                   | △11           |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>73,779</b> | <b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b> | <b>9,973</b>  |
|                        |               | その他有価証券評価差額金           | 427           |
|                        |               | 土地再評価差額金               | 9,546         |
|                        |               | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>20,233</b> |
|                        |               | <b>負 債 純 資 産 合 計</b>   | <b>73,779</b> |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

| 科 目                         | 金 額  |        |
|-----------------------------|------|--------|
|                             | 百万円  | 百万円    |
| 売 上 高                       |      | 40,793 |
| 売 上 原 価                     |      | 33,729 |
| 売 上 総 利 益                   |      | 7,064  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費         |      | 5,597  |
| 営 業 利 益                     |      | 1,466  |
| 営 業 外 収 益                   |      |        |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金           | 865  |        |
| 固 定 資 産 賃 貸 料               | 458  |        |
| 経 営 指 導 料                   | 334  |        |
| そ の 他                       | 309  | 1,967  |
| 営 業 外 費 用                   |      |        |
| 支 払 利 息                     | 360  |        |
| 為 替 差 損                     | 684  |        |
| 環 境 対 策 引 当 金 繰 入 額         | 132  |        |
| そ の 他                       | 319  | 1,498  |
| 経 常 利 益                     |      | 1,936  |
| 特 別 利 益                     |      |        |
| 固 定 資 産 売 却 益               | 4    |        |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益           | 31   |        |
| そ の 他                       | 3    | 39     |
| 特 別 損 失                     |      |        |
| 関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額 | 88   |        |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損           | 99   | 188    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益             |      | 1,787  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税       | △233 |        |
| 法 人 税 等 調 整 額               | △267 | △500   |
| 当 期 純 利 益                   |      | 2,287  |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集、通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

## 株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

|                     | 株 主 資 本 |           |               |           |               |           |        |           | 自己株式 | 株主資本計 |
|---------------------|---------|-----------|---------------|-----------|---------------|-----------|--------|-----------|------|-------|
|                     | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |               |           |               | 利 益 剰 余 金 |        | 利 剰 余 金 計 |      |       |
|                     |         | 資 準 備 金   | そ の 他 資 剰 余 金 | 資 剰 余 金 計 | そ の 他 剰 余 金 計 | 利 剰 余 金 計 |        |           |      |       |
|                     | 百万円     | 百万円       | 百万円           | 百万円       | 百万円           | 百万円       | 百万円    | 百万円       | 百万円  |       |
| 当 期 首 残 高           | 1,000   | 250       | 3,531         | 3,781     | 6,255         | 6,255     | △3,281 | 7,755     |      |       |
| 当 期 変 動 額           |         |           |               |           |               |           |        |           |      |       |
| 剰 余 金 の 配 当         | —       | —         | —             | —         | △82           | △82       | —      | △82       |      |       |
| 当 期 純 利 益           | —       | —         | —             | —         | 2,287         | 2,287     | —      | 2,287     |      |       |
| 土地再評価差額金の取崩         | —       | —         | —             | —         | 13            | 13        | —      | 13        |      |       |
| 自己株式の取得             | —       | —         | —             | —         | —             | —         | △3,087 | △3,087    |      |       |
| 自己株式の処分             | —       | —         | 95            | 95        | —             | —         | 3,277  | 3,372     |      |       |
| 自己株式の消却             | —       | —         | △3,080        | △3,080    | —             | —         | 3,080  | —         |      |       |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | —       | —         | —             | —         | —             | —         | —      | —         |      |       |
| 当 期 変 動 額 合 計       | —       | —         | △2,985        | △2,985    | 2,219         | 2,219     | 3,270  | 2,504     |      |       |
| 当 期 末 残 高           | 1,000   | 250       | 546           | 796       | 8,474         | 8,474     | △11    | 10,260    |      |       |

|                     | 評価・換算差額等                |                 |                     | 純資産合計  |
|---------------------|-------------------------|-----------------|---------------------|--------|
|                     | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 土 地 再 評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 |        |
|                     | 百万円                     | 百万円             | 百万円                 | 百万円    |
| 当 期 首 残 高           | 1,608                   | 9,309           | 10,917              | 18,672 |
| 当 期 変 動 額           |                         |                 |                     |        |
| 剰 余 金 の 配 当         | —                       | —               | —                   | △82    |
| 当 期 純 利 益           | —                       | —               | —                   | 2,287  |
| 土地再評価差額金の取崩         | —                       | —               | —                   | 13     |
| 自己株式の取得             | —                       | —               | —                   | △3,087 |
| 自己株式の処分             | —                       | —               | —                   | 3,372  |
| 自己株式の消却             | —                       | —               | —                   | —      |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | △1,180                  | 237             | △943                | △943   |
| 当 期 変 動 額 合 計       | △1,180                  | 237             | △943                | 1,561  |
| 当 期 末 残 高           | 427                     | 9,546           | 9,973               | 20,233 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成28年5月17日

東京製綱株式会社  
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 廿楽眞明 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 村山 孝 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京製綱株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京製綱株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

招集  
ご通知

事業  
報告

連結  
計算  
書類

計算  
書類

監査  
報告  
書

株主  
総会  
参考  
書類

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月17日

東京製綱株式会社  
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 甘楽眞明 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 村山 孝 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京製綱株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第217期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書謄本

# 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第217期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当事業年度の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。  
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

招集  
ご  
通知

事業  
報告

連結  
計算  
書類

計算  
書類

監査  
報告  
書

株主  
総会  
参考  
書類

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の仕事の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月17日

東京製綱株式会社 監査役会  
常勤監査役 村田 秀樹 ㊟  
社外監査役 小田木 毅 ㊟  
社外監査役 山上 純一 ㊟  
監査役 林 俊雄 ㊟

以上

# 株主総会参考書類

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 株式の併合の件

#### (1) 提案の理由

全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。

当社では全国証券取引所の示す趣旨を踏まえ、会社法の定めに従い、平成28年5月23日開催の取締役会において本件株式の併合につき原案どおり可決されることを条件として当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することを決議いたしました。

本株式の併合は、単元株式数が上述のとおり変更された後においても、当社株式の売買単位あたりの価格水準を維持するとともに、各株主様の議決権数に変更が生じることがないように、当社株式10株を1株とする株式の併合を行うものであり、併せて、発行可能株式総数についても株式の併合同じ割合で現行の4億株から40,000,000株に変更するものであります。

#### (2) 併合の割合

当社の株式について、10株を1株に併合いたします。

なお、株式の併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して売却し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

#### (3) 株式の併合がその効力を生ずる日（効力発生日）

平成28年10月1日

#### (4) 効力発生日における発行可能株式総数

40,000,000株

なお、株式の併合を行うことにより、会社法第182条第2項の定めに基づき、その効力発生日に、発行可能株式総数に係る定款の変更をしたものとみなされます。

#### (5) その他

その他手続き上の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

#### 【ご参考】

本議案が原案どおり可決された場合には、平成28年10月1日をもって、当社定款の一部につき次の通り変更されることとなります。

変更箇所に関する現行定款と変更後の定款案との対照は下表のとおりです。

（下線部が変更部分）

| 現行定款 |                               | 変更案 |                                      |
|------|-------------------------------|-----|--------------------------------------|
| 第6条  | 当社の発行可能株式総数は4億株とする。           | 第6条 | 当社の発行可能株式総数は <u>40,000,000株</u> とする。 |
| 第8条  | 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。 | 第8条 | 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。          |

## 第2号議案 取締役9名選任の件

現任取締役8名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役1名を増員し、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                             | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                               | 所有する当社株式の数 |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | たなか しげと<br>田中 重人<br>(昭和18年1月14日生)                                                                                                                                                        | 昭和42年4月 富士製鐵株式会社入社<br>平成11年4月 新日本製鐵株式会社取締役大阪支店長<br>平成13年6月 当社取締役副社長<br>平成14年4月 当社取締役社長執行役員<br>平成22年6月 当社取締役会長執行役員(現任)                                                                | 336,000株   |
|       | <p>《選定の理由》<br/>当社取締役副社長、取締役社長、取締役会長を歴任し、その間に当社の抜本的な構造改革を断行するなど、当社グループの企業価値の向上に貢献してまいりました。<br/>豊富な経験と実績に基づき当社の経営管理及び事業運営を公正・的確に遂行する資質と見識を備えており、今後も引き続き当社グループの成長戦略を牽引することを期待し選定するものです。</p> |                                                                                                                                                                                      |            |
| 2     | なかむら ひろあき<br>中村 裕明<br>(昭和30年2月4日生)                                                                                                                                                       | 昭和54年4月 当社入社<br>平成18年7月 東京製綱ベトナム有限責任会社社長<br>平成24年6月 当社取締役執行役員鋼線事業部長兼経営企画部長兼購買物流部長、経理部・IT企画部管掌<br>平成25年7月 当社取締役執行役員技術開発本部副本部長兼IT企画部長、経営企画部・経理部・資金部・購買物流部管掌<br>平成26年6月 当社取締役社長執行役員(現任) | 148,000株   |
|       | <p>《選定の理由》<br/>ベトナム子会社社長や事業部長、経営企画等の間接部門の管掌役員等を歴任し、製造部門・間接部門双方において、当社グループの企業価値の向上に貢献しております。<br/>豊富な経験に基づき当社の経営管理及び事業運営を公正・的確に遂行する資質と見識を備え、今後も当社グループの成長戦略を牽引することが期待できることから選定するものです。</p>   |                                                                                                                                                                                      |            |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                    | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する当社株式の数 |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3     | さとう かずのり<br>佐藤 和規<br>(昭和26年8月10日生)                                                                                                                                              | 昭和45年10月 当社入社<br>平成20年4月 当社執行役員コーポレート統括本部総務部長<br>平成21年6月 当社取締役執行役員コーポレート統括本部総務部長<br>平成24年6月 当社常務取締役執行役員総務部長、人事部・環境安全防災室管掌<br>平成27年6月 当社常務取締役執行役員総務部長、人事部・経営企画部・経理部・資金部・環境安全防災室・内部監査室管掌<br>平成28年4月 当社常務取締役執行役員総務部長、海外エンジニアリング事業部、人事部・経営企画部・経理部・資金部・環境安全防災室・内部監査室管掌(現任) | 90,000株    |
|       | <p>《選定の理由》<br/>総務部長等を歴任し、人事・総務の分野をはじめ管理部門全般の経験と実績を重ねており、当社グループの企業価値の向上に貢献してまいりました。<br/>豊富な経験と実績に基づいた、当社の経営管理及び事業運営を公正・的確に遂行する資質と見識を備えており、今後の当社グループの成長戦略を牽引することを期待し選定するものです。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                       |            |
| 4     | しゅとう よういち<br>首藤 洋一<br>(昭和31年9月14日生)                                                                                                                                             | 昭和54年4月 当社入社<br>平成23年6月 当社執行役員TCT推進本部副本部長兼TCT事業開発部長<br>平成24年6月 当社取締役執行役員TCT推進本部副本部長兼TCT事業開発部長<br>平成26年6月 当社常務取締役執行役員TCT推進本部部長兼TCT事業開発部長兼TCT企画室長<br>平成28年4月 当社常務取締役執行役員CFCC事業部長(現任)                                                                                    | 51,000株    |
|       | <p>《選定の理由》<br/>関係会社における業務経験等を通じた幅広い技術的知見を有し、新事業開発、とりわけ炭素繊維複合材ケーブル「CFCC」の開発と事業化の分野において経験と実績を重ねてまいりました。<br/>その豊富な経験と実績は、今後の当社グループの成長戦略にとって必要であることから選定するものです。</p>                  |                                                                                                                                                                                                                                                                       |            |

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                 | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                    | 所有する当社株式の数 |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 5     | あさの まさや<br>浅野 正也<br>(昭和35年2月23日生)                                                                                                                            | 昭和58年4月 当社入社<br>平成21年8月 当社コーポレート統括本部人事部長兼経営企画室部長<br>平成24年6月 当社取締役執行役員鋼索事業部長<br>平成27年4月 当社取締役執行役員スチールコード事業部長<br>技術開発本部管掌（現任）<br>[重要な兼職の状況]<br>東綱スチールコード株式会社取締役社長<br>東京製綱（常州）有限公司董事長<br>東京製綱海外事業投資株式会社取締役社長 | 46,000株    |
|       | <p>《選定の理由》</p> <p>製造部門における部長職や人事部長等を歴任したのちに当社取締役に就任し、当社グループの企業価値の向上に貢献しています。</p> <p>製造部門・間接部門双方において豊富な経験と実績を有し、今後の当社グループの成長戦略を牽引することを期待し選定するものです。</p>        |                                                                                                                                                                                                           |            |
| 6     | なかはら りょう<br>中原 良<br>(昭和37年8月1日生)                                                                                                                             | 昭和60年4月 当社入社<br>平成21年6月 当社コーポレート統括本部経理部長<br>平成26年4月 当社執行役員人事部長兼経理部長<br>平成26年6月 当社取締役執行役員人事部長兼経理部長 購買物流部管掌<br>平成27年4月 当社取締役執行役員人事部長兼経理部長兼購買物流部長<br>平成28年4月 当社取締役執行役員人事部長兼経理部長（現任）                          | 25,000株    |
|       | <p>《選定の理由》</p> <p>経理・財務部門における業務経験や海外子会社での勤務経験を有し、経理部長等を歴任したのちに当社取締役に就任しました。</p> <p>経理・財務・人事分野に関する深い見識と豊富な経験と実績が、今後の当社グループの持続的な企業価値の向上に資するものと期待し選定するものです。</p> |                                                                                                                                                                                                           |            |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                        | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                         | 所有する当社株式の数 |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 7     | ほりうち ひさし<br>堀内 久資<br>(昭和37年4月2日生)                                                                                                                   | 昭和62年4月 当社入社<br>平成23年6月 当社人事部長<br>平成25年7月 当社経営企画部長兼資金部長<br>平成26年4月 当社執行役員経営企画部長兼資金部長<br>平成26年6月 当社取締役執行役員経営企画部長兼資金部長兼IT企画部長(現任)                                                | 31,000株    |
|       | <p>《選定の理由》<br/>経営企画部門における業務経験や人事部長等を歴任したのち、当社取締役に就任し、当社グループの企業価値の向上に貢献してまいりました。<br/>経営計画やIRに関する知見と豊富な経験に基づく、当社の今後の事業運営に対する公正・的確な判断を期待し選定するものです。</p> |                                                                                                                                                                                |            |
| 8     | ますぶち みのる<br>増 淵 稔<br>(昭和18年11月3日生)                                                                                                                  | 昭和41年4月 日本銀行入行<br>平成10年7月 同行理事<br>平成14年7月 日本アイ・ビー・エム株式会社特別顧問<br>平成16年6月 日本証券金融株式会社取締役社長<br>平成22年6月 当社社外取締役(現任)<br>平成24年6月 日本証券金融株式会社取締役会長(現任)<br>[重要な兼職の状況]<br>日本証券金融株式会社取締役会長 | 20,000株    |
|       | <p>《選定の理由》<br/>会社経営者としての豊富な経験を有し、かつ金融の専門家としての幅広い実績と識見を有しており、それらに基づく同氏の意見が当社の経営判断が適正であるために有用であるとの見地から、社外取締役として選定するものであります。</p>                       |                                                                                                                                                                                |            |

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                     | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する当社株式の数 |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 9     | いけだ しゅうぞう<br>池田 修三<br>(昭和34年2月3日生)                                                                                               | 昭和60年4月 株式会社日本興業銀行入行<br>平成7年4月 同行国際業務部副調査役<br>平成9年6月 同行審査部調査役<br>平成11年11月 同行産業調査部参事役<br>平成12年10月 みずほ証券株式会社資本市場グループ担当部長<br>平成15年10月 株式会社みずほコーポレート企業営業第二部参事役<br>平成17年4月 株式会社みずほコーポレート銀行クレジットエンジニアリング部企業考査役<br>平成19年4月 同行クレジットエンジニアリング部副部長<br>平成23年4月 ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社代表取締役副社長<br>平成24年9月 株式会社アルバック取締役(現任)<br>平成25年5月 ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社取締役(現任)<br>平成26年7月 当社社外取締役 | 0株         |
|       | <p>《選定の理由》</p> <p>会社経営者としての豊富な経験を有し、かつ金融の専門家としての幅広い実績と識見を有しており、それらに基づく同氏の意見が当社の経営判断が適正であるために有用であるとの見地から、社外取締役として選定するものであります。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |            |

- (注1) 候補者と当社との間における特別の利害関係は、次のとおりであります。
- 取締役候補者浅野正也氏は、当社連結子会社である東京製綱(常州)有限公司の董事長、東綱スチールコード株式会社並びに東京製綱海外事業投資株式会社の取締役社長を兼務しており、当社と当該連結子会社は競業関係にあります。
  - その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- (注2) 取締役候補者増淵稔氏及び池田修三氏は、社外取締役候補者であります。  
なお、当社は増淵稔氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
また、池田修三氏の選任が承認された場合は、当社の独立役員となる予定であります。
- (注3) 社外取締役候補者の社外取締役としての独立性及び社外取締役との責任限定契約について
- 社外取締役候補者の独立性について
    - 増淵稔氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって6年となります。
    - 増淵稔氏及び池田修三氏に、会社法施行規則第74条第4項第6号のイからへに該当する事実はありません。
  - 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役または監査役に就任していた場合において、その在任中に当該株式会社で不当な業務執行が行われた事実について  
該当する事実はありません。
  - 社外取締役との責任限定契約について  
当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で当社への賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外取締役候補者増淵稔氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。本総会において増淵稔氏の再任及び池田修三氏の選任が承認された場合は本契約を継続または締結する予定であります。  
その契約内容の概要は次のとおりであります。
    - 社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
    - 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

**第3号議案 補欠監査役1名選任の件**

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                                                                      | 略歴及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                      | 所有する当社株式の数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| あずま きよたか<br>東 聖 高<br>(昭和24年9月18日生)                                                                | 昭和48年4月 株式会社第一勧業銀行入行<br>平成13年6月 同行執行役員人事室長<br>平成14年4月 株式会社みずほ銀行常務執行役員<br>平成18年4月 清水建設株式会社常務執行役員<br>平成21年6月 日本電設工業株式会社監査役(現任)<br>平成21年6月 株式会社ユウシュウ建物取締役社長<br>平成25年6月 月桂冠株式会社監査役(現任)<br>平成27年6月 株式会社ユウシュウ建物特別顧問(現任) | 0株         |
| 《選定の理由》<br>会社経営者としての経験を有しており、その経験を監査役に選任された場合に、当社の監査体制の強化に活かすことができるとの見地から、補欠の社外監査役として選定するものであります。 |                                                                                                                                                                                                                   |            |

(注1) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

(注2) 東聖高氏は社外監査役候補として選任するものであります。

(注3) 補欠監査役候補者東聖高氏は、社外監査役候補者であります。

(注4) 候補者の選任については、その就任前に、監査役会の同意を得た上で、取締役会の決議によって取り消すことができるものとします。

(注5) 社外監査役との責任限定契約について

当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外監査役候補者東聖高氏は、当社社外監査役就任後、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。

- ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

**第4号議案 取締役に対する株式報酬の額及び内容決定の件**

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

本議案は、新たに当社の取締役(社外取締役を除きます。以下も同様です。)に対する業績連動型株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入することについてご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、下記2.の枠内で取締役会にご一任頂きたいと存じます。

当社取締役の報酬は、現在、固定的な報酬及び短期的な企業業績に連動した報酬とで構成されておりますが、中長期的な企業価値向上に対するインセンティブを設定することが当社グループの持続的成長にとって有益であるとの認識の下、現行の報酬制度を組み換え、固定的報酬、短期業績連動報酬に加え、新たに中長期の業績連動型として「業績連動型株式報酬」を組み込んだ新たな報酬制度を導入することで、株価が変動

した場合のリスクとリターンについて株主の皆様と共有することを目的としております。

具体的には、平成19年6月28日開催の第208回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬の限度額（年額300百万円以内。但し、使用人給与分は含みません。）とは別枠で、新たな業績連動型株式報酬を、平成29年3月末で終了する事業年度から平成31年3月末で終了する事業年度までの3年間（以下「対象期間」といいます。）に在任する当社の取締役に対して支給する旨のご承認をお願いするものです。

なお、第2号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり可決されますと、本制度の対象となる取締役の員数は7名となります。

## 2. 本制度における報酬等の額・内容等

### (1) 本制度の概要

本制度は、取締役に対し、役位及び中期経営計画における業績指標の目標達成度に応じたポイントを付与し、取締役の退任時に在任中の累計ポイント数に応じて当社株式が交付される業績連動型報酬制度となっております。

本制度導入にあたり、当社は、取締役を受益者とする金銭を拠出する信託（以下「本信託」といいます。）を設定し、当該信託が当社株式を取得し、対象となる取締役に株式を交付するという、役員向け株式交付信託の仕組みを採用します。

### (2) 当社が拠出する金銭の上限

#### ①本信託の設定と金銭の拠出

当社は、本制度の施行に伴い、取締役に対して当社株式を交付するために必要な数量の当社株式を取得するため、その取得資金として本信託の期間（3年間）中に金228,000,000円を上限とする金銭を拠出し、一定の要件を満たす取締役等を受益者とする本信託を設定いたします。

本信託は、当社が信託した金銭（※1）を原資として、当社株式を、株式市場を通じて取得する方法、若しくは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

（※1）当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

#### ②本制度を継続する場合

当社は、取締役会の決議により本信託期間を延長し本制度を継続することがあります。

本制度を延長する場合、本制度の運営に必要な当社株式を追加取得するための資金として、延長した本信託の期間1年につき金76,000,000円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出します（但し、係る追加拠出を行う場合であって、延長する前の本信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式又は金銭がある場合、追加拠出の額は、延長する期間1年あたり金76,000,000円を乗じた金額から、これら残存株式相当額及び残存金額を控除した額を上限とします。）。

また、本制度の継続を決定した場合、本信託が相応に延長されるとともに後記（3）のポイント付与及び当社株式の交付は継続されます。

### ③本制度終了時

本制度の終了が確定し、本信託の期間満了を迎える場合であっても、株式交付条件を満たさない在任取締役がポイントを保持している場合、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の期間を延長することがあります。

## (3) 取締役へ交付される当社株式数の算定方法と上限

### ①取締役に対するポイントの付与方法及びその上限

取締役会で定める株式交付規程に基づき、取締役に対し、本信託の期間中における株式交付規程に定めるポイント付与日に、役位及び直前に終了する事業年度における連結営業利益の目標達成度に応じて、次の算定式により算定される数のポイントを付与します。

但し、当社が取締役に付与するポイントの総数は、1事業年度当たり40,000ポイントを上限とします。

$$\text{[算定式]} \quad \text{役位別基準ポイント (※2)} \quad \times \quad \text{業績連動支給率 (※3)}$$

(※2) 役位別基準ポイント：役位別に予め定めた標準的な連結営業利益での付与ポイントをいう。

(※3) 業績連動支給率：各事業年度の連結営業利益の到達度によって設定される役位別基準ポイントに対する掛率をいい、0%から200%の範囲で設定される。

### ②付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

各取締役へ交付すべき当社株式の数は、当該取締役に付与されたポイント数に10.0（但し、当社株式が株式分割・株式併合等により交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的である場合には、係る分割比率・併合比率等に応じて必要な調整を行います。）を乗じた数とします。

なお、第1号議案「株式併合の件」が原案どおり可決されますと、各取締役に交付すべき当社株式の数は、当該取締役に付与されたポイント数に1.0を乗じた数となる予定です。

## (4) 取締役に対する当社株式の交付

各取締役に対する当社株式の交付は、各取締役がその退任時に所定の受益者確定手続きを行うことにより、本信託から行うこととします。

但し、このうち一定の割合の当社株式については、本信託内で売却換金したうえで、当社株式に替えて金銭で各取締役に交付します。

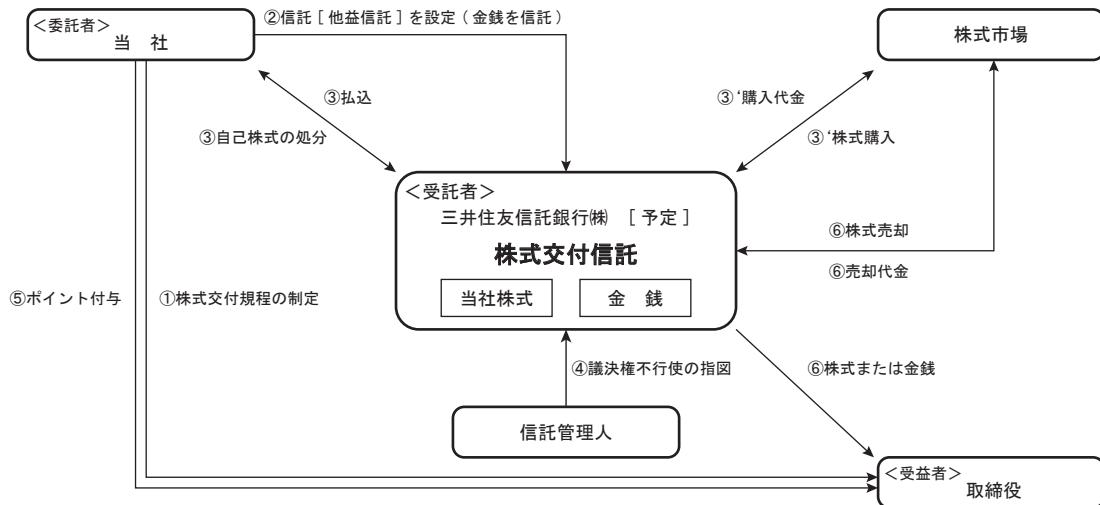
また、本信託内の当社株式について公開買付に応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に替えて金銭で交付することがあります。

## 【ご参考】本信託の概要

- 1) 名称：役員向け株式交付信託
- 2) 委託者：当社
- 3) 受託者：三井住友信託銀行株式会社（予定）

- 4) 受益者：取締役のうち株式交付規程に定める受益者要件を満たす者
- 5) 信託管理人：当社と利害関係のない第三者を選定（予定）
- 6) 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託〔他益信託〕
- 7) 信託契約の締結日：平成28年8月（予定）
- 8) 金銭信託日：平成28年8月（予定）
- 9) 信託期間：平成28年8月（予定）から平成31年7月まで（予定）

i) 本信託の仕組み



- ①当社取締役会にて取締役を対象とする株式交付規程を制定する。
- ②会社は取締役を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定する。なお、信託設定に際し、会社から受託者に対し株式取得資金に相当する金銭（当該金銭は株主総会の承認を受けた金額の範囲内とする。）を信託する。
- ③受託者は将来的に交付が見込まれる数の会社株式を一括して取得する。なお取得方法は株式市場から取得する方法若しくは自己株式の処分による方法のいずれかとします。
- ④本信託の期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社及び当社役員から独立している個人若しくは法人とします。）を定めます。信託管理人は、本信託内の当社株式に係る議決権の行使については、本信託の期間を通じ不行使の指図をします。
- ⑤株式交付規程に基づき、当社は取締役に対しポイントを付与していきます。
- ⑥株式交付規程及び本信託に係る信託契約に定める要件を満たした取締役は、退任時に、本信託の受

益者として、在任期間中に累積したポイントに相当する当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の場合に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を信託内で株式市場にて売却し、金銭を交付します。

#### ii) 信託設定

本定時株主総会で、本制度の導入についてご承認いただくことを条件として、当社は前記2（4）に従って交付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の当社株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定します。本信託は、後記iv) のとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得します。

#### iii) 信託期間

本信託の期間は、平成28年8月から平成31年7月(予定)までの約3年間とします。ただし、前記2（2）のとおり、本信託の期間の延長を行うことがあります。

#### iv) 本信託による当社株式取得方法

本信託による当社の当社株式の取得は、前記2（2）の株式取得資金の上限の範囲内で、株式市場からの取得又は当社からの自己株式処分による取得を予定しておりますが、取得方法の詳細については、本定時株主総会でご承認いただいたのちに当社の取締役会で決議し、開示します。

なお、本信託の期間中、取締役の増員等により、本信託内の当社株式の株式数が本信託の期間中に取締役に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、前記2（2）の本定時株主総会でご承認いただいた信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

#### v) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

#### vi) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

#### vii) 本信託の終了時の取扱い

本信託の終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会の決議により消却することを予定しております。

## 第5号議案 当社株式の大規模な取得行為への対応策（買収防衛策）更新の件

当社は、平成19年6月28日開催の当社第208回定時株主総会において、株主の皆様のご承認のもと「当社株式の大規模な取得行為への対応策（買収防衛策）」を導入いたしました。その後、平成22年6月29日開催の当社第211回定時株主総会および平成25年6月27日開催の第214回定時株主総会において株主の皆様にご承認頂き、買収防衛策を更新（以下、更新後の買収防衛策を「現行プラン」といいます。）いたしました。その有効期間は本総会終結のときまでとなっております。

この現行プランの有効期間満了に先立ち、当社は、平成28年5月23日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、本総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件に、現行プランを更新することを決定いたしました（以下、「本更新」といい、本更新後のプランを「本プラン」といいます。）。

なお、本更新による現行プランから本プランへの更新にあたり、一部語句の修正・整理等を行っておりますが、基本的なスキームについて現行プランからの変更はございません。

### 1. 提案の理由

当社は、当社株式の大量買付を行うことが当社の企業価値・株主共同利益に資するものであればこれを否定するものではありません。また、仮に株式会社の支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合においても、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として相応しいかどうかの最終判断は株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、過去の例から見ても明らかなように、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同利益を明白に侵害するもの、株主に実質的に株式の売却を強要するもの、対象会社の取締役会や株主に当該大量買付の内容等を検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報が与えられない結果、株主の適正な判断を阻害するもの、対象会社の企業価値や株主共同利益をより有利にするための交渉時間が確保できないもの等、結果的に対象会社の企業価値・株主共同利益に資さないものも少なくありません。

そのため、本プランでは、上述の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止するとともに、当社株式に対する大量買付が行われた際に、当該大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断し、若しくは必要に応じて当社取締役会が株主の皆様への代替案提案のための情報や時間を確保し、又は大量買付者等(以下に定義します。)からより良い条件を確保するための交渉を行うこと等を目的としております。

### 2. 本プランの内容

#### (1) 対象となる大量買付等

本プランは、当社株式の買付け若しくは買付けの提案のうち、以下の①又は②に該当する場合を適用対象とします(以下、買付け若しくは買付けの提案を「大量買付等」といい、大量買付等を行う者を「大量買付者等」といいます。)

①当社が発行する株券等（注1）について、保有者（注2）の株券等保有割合（注3）が20%以上となる買付等

②当社が発行する株券等（注4）について、公開買付け（注5）を行う者の株券等所有割合（注6）及びその特別関係者（注7）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

## （2）本プランの定める手続き

本プランは大量買付者等に対し、事前に当該大量買付等に関する情報の提供を求め、これについて当社経営陣が検討し、必要に応じて意見表明や代替案等を提示するための検討期間を確保し、また大量買付者等との交渉等を行っていくための手続きを定めています。その具体的内容は以下の通りです。

### ①意向表明書の提出

大量買付者等には、大量買付等の実行又は提案に先立ち、当社代表取締役社長宛に本プランに従うことの誓約と次の内容を日本語にて記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）をご提出いただきます。

- イ. 大量買付者等の氏名又は名称及び住所又は所在地
- ロ. 代表者の氏名
- ハ. 法人の場合の設立準拠法
- ニ. 国内連絡先
- ホ. 大量買付者等の事業目的、事業の内容、大株主又は大口出資者の概要
- ヘ. 大量買付等の内容・目的等の概要

### ②大量買付者等への情報提供要求

大量買付者等には、当社取締役会が大量買付等に同意している場合を除き、当社に対して当該買付等を実施する前に次のイ. ～チ. の各号に定める情報等（以下、「本必要情報等」といいます。）を書面（以下、「買付説明書」といいます。）にてご提出頂くことといたします。

当社取締役会は、提出された買付説明書によっても本必要情報等の提供が不十分であると判断した場合には、大量買付者等に回答期限を付して必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。大量買付者等においては、当該期限までに本必要情報等を追加的に提供して頂くことといたします。なお、取締役会は、本必要情報等入手後、遅滞なく独立委員会に提供するものとします。

- イ. 大量買付者等及びそのグループ（共同保有者（注8）、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、当該買付等による買付等と同種の取引の経験、その結果等を含みます。）
- ロ. 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。）
- ハ. 買付等の対価の価額の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、及びそのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容等を含みます。）
- ニ. 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- ホ. 買付等の後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ヘ. 買付等の後における当社の従業員、取引先、地域社会等の利害関係者に対する対応方針
- ト. 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策

チ. その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、大量買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく大量買付等を開始したと認めた場合、又は下記③イ. ～へ. に該当すると判断した場合、独立委員会に本対抗措置の発動是非について諮問します。

③取締役会による本必要情報等の内容評価、買付者との交渉、代替案検討

当社取締役会は、大量買付等の評価の難易度に応じ、大量買付者等が当社取締役会に本必要情報等の提供を完了した日の翌日から60日間(対価を現金のみとする大量買付等の場合)若しくは90日間(その他の大量買付等の場合)を、取締役会による評価・検討、大量買付者等との交渉、取締役会としての代替案立案、取締役会による独立委員会への諮問及び独立委員会からの勧告を受けて当社取締役会としての当該大量買付等に対する方針決定及び意見表明のための期間(以下、「検討期間」といいます。)として設けることといたします。

取締役会が本必要情報等を検討した結果、下記(a)～(f)に該当し、結果として当社企業価値を明らかに毀損し、又は株主共同利益を侵害する大量買付等であると判断した場合は、その理由を添えて、独立委員会に対し本対抗措置の発動をすべきか否かを諮問し、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、本対抗措置を発動することを決定することがあります。

また、取締役会は、検討の結果、必要に応じ、大量買付者等に対して、当社の企業価値・株主共同利益の確保及び向上のために、買収提案の内容を改善するよう大量買付者等と交渉を行うか、当社取締役会の代替案を株主等に提示し、同時にこれらの内容について独立委員会へ報告するものとします。

【明らかに企業価値を毀損し、又は株主共同利益を侵害すると認められる大量買付等】

イ. 下記に示す大量買付等

- (a) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買付等を行う場合
- (b) 会社経営を一時的に支配して、会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買付等を行う場合
- (c) 会社経営を支配した後に、会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買付等を行う場合
- (d) 会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式の買付等を行う場合

ロ. 強圧的二段階買収(最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付等の株式買付等を行うことをいいます。)等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買付等を行う場合

ハ. 大量買付者等による支配権取得により、従業員、顧客、取引先等の利害関係者の利益が損なわれ、それによって当社の企業価値・株主共同利益が著しく損なわれる場合

ニ. 買付等の条件(対価の価額・種類、買付等の時期、買付の方法の適法性、買付等の後における当社の従業員、顧客、取引先等の利害関係者の処遇方針等を含みます。)が、当社の本源的価値に鑑み著しく不十分又は不適當な買付等である場合

ホ. 大量買付者等が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大量買付者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、明らかに劣後すると判断される場合

ヘ. 量買付者等が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると判断される場合

#### ④独立委員会の勧告

本プランでは大量買付等が本プランに定められた手続に従ってなされたものであるかどうか、又は本プランを遵守して大量買付等が行われている場合であっても当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として本対抗措置を発動するかどうか、発動した対抗措置を停止するかどうか、大量買付者等以外の者から新株予約権を取得するかどうかについて最終的には取締役会で決定することとしておりますが、取締役によって恣意的に運用されないことがないよう、当社経営陣から独立した社外者によって構成される独立委員会の勧告を経て実行することといたします。

なお、独立委員会は社外取締役1名、社外監査役1名と有識者1名で構成される予定であり、増渕 稔氏、小田木毅氏及び手塚一男氏の3名が本総会で本プランが承認された後に就任する予定です。(なお、各委員の略歴については別紙2、独立委員会の委員選任基準、決議要件及び決議事項等については別紙3に記載しておりますのでご参照下さい。)

独立委員会は、当社取締役会が、当該大量買付等が本プランに定める手続を遵守していないか、又は上記③イ.～ヘ. に該当すると判断した場合には、当社取締役会の諮問により、本対抗措置の発動の是非について、以下の手続に従って当社取締役会に対して勧告を行うものとします。

なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記イ.又はロ.に定める勧告を行う場合、独立委員会が適切と判断した時点で、当該勧告の概要、その他独立委員会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。なお、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。

#### イ. 独立委員会が本対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、大量買付者等が本プランに定める手続を遵守しなかったと判断した場合又は大量買付者等の大量買付等の内容が上記③イ.～ヘ.に定める明らかに企業価値を毀損し若しくは株主共同利益を侵害するものであって、かつ、本対抗措置を発動することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、本対抗措置を発動することを勧告します。

但し、独立委員会は、いったん本対抗措置の発動の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、行使期間開始日(別紙1「新株予約権の概要 6. 新株予約権の行使期間等」をご参照ください。)の前日までの間、本対抗措置の発動の中止、又は本対抗措置の発動として割り当てられた新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(a) 大量買付者等が大量買付等を中止・撤回した場合等により大量買付等が行われなくなった場合

(b) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、大量買付者等による大量買付等が本プランに定める手続を遵守することになるか、又は上記③イ.～ヘ.に定める要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても本対抗措置を発動すること若しくは本対抗措置の発動として割り当てられた新株予約権の行使を認めることが相当でない場合

#### ロ. 独立委員会が本対抗措置の不発動を勧告する場合

独立委員会は、大量買付者等の大量買付等の内容が、本プランに定める手続に従ったものであり、かつ、上記③イ.～へ.に定める明らかに企業価値を毀損し若しくは株主共同利益を侵害するものとはいえないと判断した場合又は本対抗措置を発動することが相当でないと判断した場合は、当社取締役会に対して、本対抗措置を発動しないことを勧告するものとします。

但し、独立委員会は、一旦本対抗措置の不発動を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、大量買付者等による大量買付等が上記イ.の要件を充足することとなった場合には、本対抗措置を発動することを当社取締役会に勧告することができるものとします。

#### ⑤取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、本対抗措置の発動又は不発動について速やかに決定するものとします。なお、当社取締役会が本対抗措置の不発動の決議を行うまでの間、大量買付者等は大量買付等を行わないものとします。当社取締役会は、上記決定後速やかに、当該決定の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

#### ⑥情報開示

当社は、大量買付者等が現れた事実、大量買付者等から買付説明書が提出された事実、当社取締役会が独立委員会に代替案を報告した事実に加え、情報提供が完了した期日、検討期間開始日の開示を行うほか、意向表明書及び買付説明書その他本必要情報等については証券取引所の規則等に従い、適切に情報開示を行うことといたします。

#### (3) 対抗措置の内容

大量買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株式の大量買付等を行う場合又は当社の企業価値・株主共同利益が毀損されるおそれがあると認められる場合、当社の取締役会は当該大量買付者等以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項を付し、かつ当該大量買付者等には権利行使を認めないとの行使条件を付した新株予約権(当該新株予約権の概要については、別紙1をご参照下さい。)を、取締役会の定めた基準日における株主に対して無償割当ての方法により発行すること(以下、「本対抗措置」といいます。)を決定することがあります。

### 3. 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本総会(平成28年6月28日開催予定)にて株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、平成31年3月期の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとします。但し、有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、証券取引所規則等の新設又は改廃が行われた場合、本プランの内容をより明確化することが適切である場合、その他当社株主に不利益を与えない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランの趣旨を変更しない範囲内で、本プランの内容を修正又は変更することができるものとします。当社は、本プランの廃止又は修正・変更がなされた場合には、その事実及び内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

### 4. 株主及び投資家への影響

#### (1) 本更新が株主及び投資家の皆様に与える影響

本更新にあたっては、新株予約権の無償割当ては行われなことから、株主及び投資家の皆様に直接具体的

な影響が生じることはありません。

## (2) 本対抗措置の発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が、本対抗措置の発動として、株主割当による新株予約権の発行決議を行った場合には、当該決議において定める割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき新株予約権1個の割合で新株予約権が無償にて割当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、金銭の払込その他下記(3)「新株予約権無償割当において株主の皆様が必要な手続き」の②に記載する新株予約権の行使手続をとらなければ、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式の価値が希釈化されることとなります。

但し、当社は、下記(3)「新株予約権無償割当において株主の皆様が必要な手続等」の③に記載する手続により、非適格者((i)当社の株式の保有者及びその共同保有者、(ii)当社の株式の大量買付等を行う者及びその特別関係者、(iii)(i)及び(ii)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け又は承継した者、及び(iv)(i)ないし(iii)の関係者を含めて大量買付者等に該当する場合における上記に掲げる者を意味します。)以外の株主の皆様から新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がこの手続をとった場合、非適格者以外の株主の皆様は、新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みを行うことなく、当社株式を受領することとなるため、その保有する当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じるものの、原則として保有する当社株式総数の価値の希釈化は生じません。

なお、一旦新株予約権の無償割当決議がなされた場合であっても、大量買付者等が大量買付等を撤回した等の事情がある場合、当社は、2.(2)④イ。但書に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権の無償割当に係る権利落ち日の前々営業日までに新株予約権の無償割当てを中止し、又は新株予約権の無償割当の効力発生日後の新株予約権の行使期間開始日の前日までに新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付け等を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損失を被る可能性があります。

## (3) 新株予約権無償割当において株主の皆様がとることが必要な手続等

### ①新株予約権の無償割当の手続

当社取締役会において、本対抗措置の発動として株主割当による新株予約権発行決議を行った場合、当社は割当期日を公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿記録された株主(以下「割当対象株主」といいます)に対し、その有する当社株式1株につき1個の新株予約権が無償で割当てられます。なお、割当対象株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当の効力発生日において、当然に新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

### ②新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、新株予約権の行使請求書その他新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。株主の皆様においては、割当期日以降、権利行使期間内で、かつ、当社が新株予約権の取得を決定するまでの間に、必要書類を提出して、新株予約権の行使に際して払い込まれるべき価額を払込取扱場所に払い込むことにより、新株予約権1個につき割当決議にて定めた数の交付を受けることとなります。なお、新株予約権の行使の結果、交付される株式の数に1株に満たな

い端数が生じる場合には、行使期間開始日までに株式分割等の方法により予め調整を行うか又は金銭処理を行うことがあります。

### ③当社による新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が、新株予約権に付された取得条項に基づき、対価として当社株式を交付することにより新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の株主から新株予約権を取得します。また、新株予約権の取得と引換えに当該取得条項に従って当社株式を株主に交付いたします。この場合、交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、適用法令に従い金銭処理を行うことがあります。なお、これらの手続に際して、株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、新株予約権の割当方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、新株予約権の無償割当に関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

## 5. 本プランの合理性

### (1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を充足しています。

また、取締役会が自らの責任で株主共同の利益に適うか否か判断を行い株主に対して必要な情報開示を行うこと、対抗措置の発動に際して実質的な企業価値・株主共同利益の観点から取締役会が合理的に判断を行うこと、対抗措置を講ずる場合においても大量買付者等に金員等の交付を行わないこと等、企業価値研究会が2008年6月30日に報告した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容となっております。

### (2) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的とすること

本プランは、大量買付等がなされる場合に当該買付に応じるべきかどうかを株主の皆様適切に判断していただくために、当社取締役会が大量買付者等から必要な情報を入手し、自ら提案内容を評価・検討し、代替案を含めた判断材料を株主に提供することを実現するものであり、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的に合致しております。

### (3) 株主意思を重視するものであること(株主総会決議とサンセット条項)

当社は、本プランについて株主の皆様のご意思を反映するために、本総会(2016年6月28日開催予定)において、本プランについての承認を求める議案を提出して、当社株主の皆様のご意思をお諮りします。また、上記3.「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載したとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、毎年の定時株主総会又は定時株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において、本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの更新及び廃止は、当社株主の皆様のご意思に基づくものということができます。

#### (4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本プランにおける本対抗措置の発動・不発動の是非についての検討及び当社取締役会への勧告を行う機関として独立委員会を設置します。実際に当社に対して大量買付等がなされた場合には、上記2. (2)「本プランの定める手続き」に記載したとおり、独立委員会が、当該買付等が本プランに定める手続を遵守しているか否か、及び明らかに当社の企業価値を毀損し又は株主共同の利益を侵害するものではないかどうかについての実質的な判断と当社取締役会への勧告を行い、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重して、会社法上の決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様にご情報開示することとされており、本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

#### (5) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、当社取締役会による恣意的な本対抗措置の発動を防止するため、2. (2)「本プランの定める手続き」に記載のとおり、本対抗措置の具体的発動要件を定めており、実際の発動に際しては必ず独立委員会の判断と勧告を経ることとする等の仕組みを取り入れております。

#### (6) 第三者専門家の意見の取得

独立委員会は、当社の費用で、当社から独立した外部専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を受けることができるものとしております。これにより、独立委員会による判断の公正さ及び客観性を担保しています。

#### (7) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

3. 「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載のとおり、本プランは、当社株式を大量に買付けた者指名し株主総会で選任された取締役により構成された取締役会の決議によって廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社は取締役の任期を1年としていることから、毎年定時株主総会を通じて本プランの廃止を決定することが可能となっております。

注1 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されるものとします。

注2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めたものを含みます。)

注3 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されるものとします。

注4 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されるものとします。

注5 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されるものとします。

注6 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されるものとします。

注7 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されるものとします(当社取締役会がこれに該当すると認めたものを含みます。)。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。

注8 金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます(当社取締役会がこれに該当する者と認めたものを含みます。)

以上

## 新株予約権の概要

### 1. 新株予約権付与の対象となる株主及び発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式(但し、当社の保有する当社普通株式を除く。)1株につき1個の割合で、新たに払込みをさせないで新株予約権を割り当てる。

### 2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。但し、当社取締役会が基準日として定める日における当社普通株式の発行済株式総数と新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を1株として算出される新株予約権の目的となる株式の総数の和が当社発行可能株式総数を超える場合には、新株予約権の1個当たりの目的となる株式の数を1株に満たない数に調整することとし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うこととする。

### 3. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(払込みをなすべき額)

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(払込みをなすべき額)は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

### 4. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

### 5. 新株予約権の行使条件

非適格者等に行使を認めないこと等を新株予約権行使の条件として定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

### 6. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当がその効力を生ずる日、行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が新株予約権発行決議において別途定めるものとする。

### 7. 当社による新株予約権の取得

- (1) 当社は、新株予約権の行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社取締役会の判断により、当社取締役会が別途定める日において、全ての新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- (2) 当社は、当社取締役会が別途定める日において非適格者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、その対価として、上記2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数の定めによって決定される新株予約権1個当たりの目的となる株式の数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることができるものとする。

8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により当社株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額は、当社取締役会が新株予約権発行決議において別途定めるものとする。

9. 新株予約権証券の発行

新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

以上

当社の独立委員会委員の氏名及び略歴

本更新時の独立委員会の委員は、以下の3名とします。

【氏名】 増渕 稔 (ますぶち みのる)

【略歴】 昭和18年11月生

昭和41年 4月 日本銀行入行

平成 5年 5月 同行 営業局審議役

平成 6年 5月 同行 信用機構局長

平成10年 7月 同行 理事

平成14年 7月 日本アイ・ビー・エム株式会社特別顧問

平成16年 6月 日本証券金融株式会社 取締役社長

平成22年 6月 当社社外取締役(現職)

平成24年 6月 日本証券金融株式会社 取締役会長(現職)

※増渕氏は、当社第217回定時株主総会(平成28年6月28日開催予定)で社外取締役として選任予定です。

【氏名】 小田木 毅 (おだぎ たけし)

【略歴】 昭和17年 9月生

昭和45年 4月 司法修習終了、  
弁護士登録(第二東京弁護士会)、石井法律事務所入所

平成14年 6月 雪印乳業株式会社社外監査役

平成16年 1月 有限責任中間法人食肉化学技術研究所  
(現一般社団法人食肉化学研究所) 監事(現職)

平成19年 6月 財団法人東京水産振興会理事(現職)

平成20年 6月 月島機械株式会社第三者委員会委員長(現職)

平成21年10月 雪印メグミルク株式会社社外監査役

平成23年 6月 当社社外監査役(現職)

【氏名】 手塚一男 (てづか かずお)

【略歴】 昭和16年 4月生

昭和42年 3月 司法修習終了

昭和42年 4月 弁護士登録(第二東京弁護士会)、兼子・岩松法律事務所入所

昭和47年 6月 米国コロンビア大学ロースクールLLM修了

昭和47年 7月 米国ニューヨーク市ホワイト・アンド・ケース法律事務所勤務

昭和48年10月 兼子・岩松法律事務所パートナー(現職)

平成 3年 4月 第二東京弁護士会副会長、日本弁護士連合会常務理事

平成 7年 5月 法制審議会商法部会・会社法部会委員

平成16年 4月 株式会社東京金融先物取引所規律委員会委員長  
平成18年 3月 キリンビール株式会社監査役  
平成19年 6月 旭化成株式会社社外監査役  
平成19年 7月 キリンホールディングス株式会社社外監査役  
平成21年 6月 株式会社東京金融取引所監査役

以上

招集  
通知

事業  
報告

連結  
計算書類

計算  
書類

監査  
報告書

株主  
総会  
参考書類

## 独立委員会の概要

### 1. 委員

当社取締役会により委嘱を受けた当社社外取締役、当社社外監査役、ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役又は執行役として経験のある社外者等、3名以上で構成される。当社取締役会は、必要あるときは、独立委員会の委員を解嘱し、又は新たに委員を委嘱することができる。

### 2. 決議要件

独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。但し、独立委員会の委員全員が出席できない場合には、独立委員会の決議は、委員の過半数が出席し、出席委員の過半数をもってこれを行うものとする。

### 3. 決議事項その他

独立委員会は、当社取締役会から諮問を受けた場合は、これに応じ、原則として以下の各号に記載された事項について調査、検討、審議のうえ決定し、その決定の内容の理由を付して当社取締役会に勧告するものとする。なお、独立委員会の委員は、決定に当たり、当社の企業価値の最大化及び株主共同利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自ら又は当社取締役の利益を図ることを目的としては行ってはならないものとする。

①本プランに定める大量買付等の存否

②大量買付者等が本プランに定める手続を遵守したか否か

③大量買付者等による大量買付等が、本プラン2(2)③イ、～へ、に定める、明らかに当社の企業価値を毀損し、又は株主の共同利益を侵害するものと認められるか否か

④当社取締役会が提案する代替案に関する意見表明

⑤本対抗措置の発動の可否及び相当性

また、独立委員会は、適切な判断を確保するために、上記判断に際して、必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役又は執行役として経験のある社外者等その他の専門家を含む。)の助言を得ることができる。

以上

## 大株主の状況

(平成28年3月31日現在)

| 順位 | 株主名                                                               | 所有株式数(株)   | 持株比率 (%) |
|----|-------------------------------------------------------------------|------------|----------|
| 1  | 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社<br>(信託口)                                     | 20,000,000 | 12.29    |
| 2  | 新日鐵住金株式会社                                                         | 11,504,640 | 7.07     |
| 3  | RBC ISB S/A DUB NON RESIDENT/TREATY RATE<br>UCITS-CLIENTS ACCOUNT | 7,100,000  | 4.36     |
| 4  | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託<br>口)                                       | 6,546,000  | 4.02     |
| 5  | 株式会社ハイレックスコーポレーション                                                | 4,000,000  | 2.45     |
| 6  | 東京ロープ共栄会                                                          | 3,602,501  | 2.21     |
| 7  | 横浜ゴム株式会社                                                          | 2,671,218  | 1.64     |
| 8  | C BHK-KSD-NH                                                      | 2,591,000  | 1.59     |
| 9  | 株式会社日立ビルシステム                                                      | 1,900,000  | 1.16     |
| 10 | 住友生命保険相互会社                                                        | 1,808,000  | 1.11     |

(注) 持株比率は、自己株式(58,822株)を控除して計算しております。

以上

招集  
通知事業  
報告連結  
計算  
書類計算  
書類監査  
報告  
書株主  
総会  
参考  
書類

# 株主総会会場ご案内略図

東京都中央区日本橋三丁目6番2号  
日本橋フロント3階



東京メトロ銀座線・東西線「日本橋駅」B1出口より徒歩2分  
JR「東京駅」より徒歩5分  
都営浅草線「日本橋駅」より徒歩5分